

水道料金体系 下水道使用料体系 の検討

※前回のさらい

令和5年から令和9年の5年間を算定期間として、水道事業の供給単価、下水道事業の使用料単価を検討

水道事業

供給単価 現行 128円/m³



141円/m³

(令和9年に現金が1年間の給水収益と同等になる単価)

下水道事業

公共下水道事業

使用料単価 現行 137円/m³



150円/m³

(国が示す最低限使用者が負担すべき使用料単価)

農業集落排水事業

公共下水道と統一

もくじ

- 1 水道料金体系について
- 2 下水道使用料体系について
- 3 地下水使用者の下水道使用料について
- 4 口座割引の廃止について

1 水道料金体系について

(1) 現行の水道料金体系について

水量に関らずかかる費用（固定費）
の一部（30～40％）を基本料金としている

【水道料金】

1ヵ月分(税抜)

口径	基本料金 (水量5m ³ まで)	超過料金(1m ³ につき)				
		6～10m ³	11～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501m ³ 以上
13mm	875円	40円	105円	125円	150円	170円
20mm	1,025円					
25mm	1,350円					
30mm	2,750円					
40mm	4,700円					
50mm	8,050円					
75mm	17,500円					
100mm	32,500円					

- ・口径ごとに基本料金が違う
- ・5 m³までは、使わなくても同じ料金

- ・使うほど、1 m³あたりの料金は高くなる
大量に水を使う事業者等のために、必要な水道管の太さ、大きな施設が必要となるため、水量により段階的に料金を高くしている。また、節水意識の向上を目的としている。

(2) 水道料金体系の見直し

★基本水量について

現在、基本料金に5 m³までの水量を含めており、5 m³まで使わなくても、5 m³分の料金を基本料金としていただいている。

前回の料金改定時の上下水道事業調査委員会の答申では、「少量使用者の負担の公平性に配慮し、将来的には、基本水量は0とすることが望ましいと考える」旨が明記されている。また、現在、水道料金の改定を行っているところは、基本水量を0としている事業者が多い。



基本水量0で2パターンを提示

- ①現行料金体系の基本水量を0とし、一律10%アップ
(端数を調整して切りの良い金額に調整)
- ②基本料金、水量区分、従量料金を見直し

①現行料金体系の基本水量を0にし、一律10%アップ (端数を切りの良い金額に調整)

1か月分 (税抜)

現行

口径	基本料金
	(水量5m ³ まで)
13mm	875円



現行の基本料金を
基本料金 675円
水量 5 m³ 200円
に分解

10%アップ



口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)				
		1~10m ³	11~50m ³	51~100m ³	101~500m ³	501m ³ 以上
13mm	750	45	120	140	165	190
20mm	950					
25mm	1,300					
30mm	2,800					
40mm	5,000					
50mm	8,700					
75mm	19,000					
100mm	35,500					

10%アップ

1か月 20 m³税込み

13mm	現行	2,337円	⇒	改定後	2,640円
20mm	現行	2,502円	⇒	改定後	2,860円

②基本料金、水量区分、従量料金を見直し

①と比較すると基本料金を上げて、従量料金の上げ幅を軽減。

1か月分（税抜）

口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)				
		1～10m ³	11～35m ³	36～100m ³	101～1,000m ³	1,001m ³ 以上
13mm	950	35	110	130	160	180
20mm	1,200					
25mm	1,500					
30mm	3,000					
40mm	5,000					
50mm	9,000					
75mm	20,000					
100mm	36,000					

利用者の90%が
1か月35m³以内

1か月20m³税込み

13mm

現行 2,337円



改定後 2,640円

20mm

現行 2,502円



改定後 2,915円

2 下水道使用料体系について

(1) 現行の下水道使用料体系について

【下水道使用料】

1ヵ月分(税抜)

種別	基本料金	従量料金(1m ³ につき)			
	(汚水量10m ³ まで)	11~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上
一般	1,166円	127円	136円	146円	187円

・基本料金の汚水量10m³までは、使わなくても同じ使用料

・使うほど、1 m³あたりの使用料は高くなる。汚水排出量の抑制を目的としている。

公衆浴場用	200m ³ 以下	201m ³ 以上
	10,000円	50円

※公衆浴場使用料の対象となる銭湯は、市内に1件のみ。
公共下水道の区域であるが、現在は接続していない。

(2) 下水道使用料体系の見直し

★基本水量について

現在、基本料金に10 m³までの汚水量を含めており、10 m³まで使わなくても、10 m³分の使用料を基本料金としていただいている。

下水道使用料制度の国の方針では、基本水量なしでの基本使用料制と従量使用料制の組み合わせ（基本水量内の利用者間の負担の公平性）、利用料が最も多い価格帯の使用料単価を汚水処理原価に近づけるとの方針が出ている。



基本水量0で3パターンを提示

- ①現行使用料体系の基本水量を0とし、10%アップ
(端数を調整して切りの良い金額に調整)
- ②基本料金+1 m³あたり130円
- ③基本料金、汚水量区分、従量料金を見直し

①現行使用料体系の基本水量を0にし10%アップ (端数を切りの良い金額に調整)

1か月分 (税抜)

種別	基本料金	従量料金(1m ³ につき)				
		1~10m ³	11~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上
一般	1,000	35	140	150	160	205

目標の単価 (150円)
となるよう調整

全体の85%

10%アップ

1か月20m³税込み

現行 2,679円



改定後 3,025円

②基本料金+1 m³あたり130円

汚水排出量に限らず、均等な単価で負担

現行の使用料体系と比較すると、少量使用者の負担が増え多量使用者の負担は大きく減る

1か月分（税抜）

種別	基本料金	従量料金(1m ³ あたり)
一般	500	130

1か月20 m³税込み

現行 2,679円



改定後 3,410円

③基本料金、水量区分、従量料金を見直し

①と比較すると、利用者の多い価格帯の上げ幅を大きくし、多量使用者の負担を軽減

1か月分（税抜）

種別	基本料金	従量料金(1m ³ につき)		
		1~10m ³	11~100m ³	101m ³ 以上
一般	1,200	20	140	190

全体の99%
使用料単価150円に近づける

1か月20m³税込み

現行 2,679円

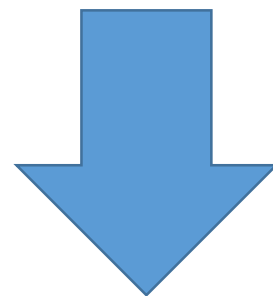


改定後 3,080円

※公衆浴場用の使用料について

現行

公衆浴場用	200m ³ 以下	201m ³ 以上
	10,000円	50円



10%アップ

公衆浴場用	200m ³ 以下	201m ³ 以上
	11,000円	55円

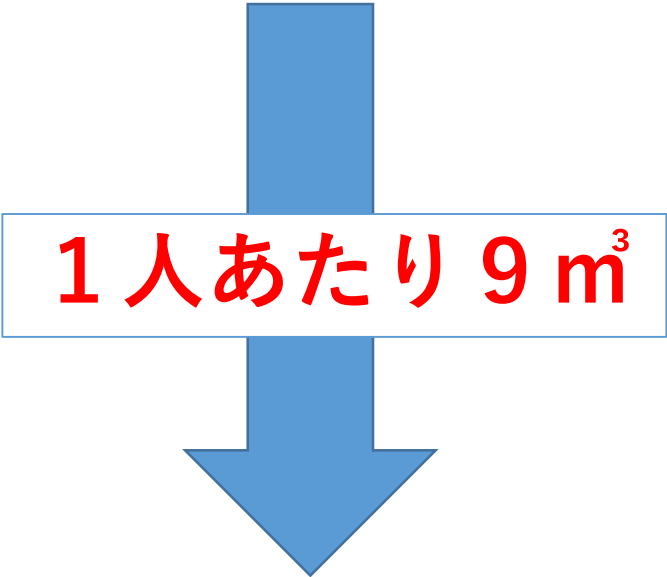
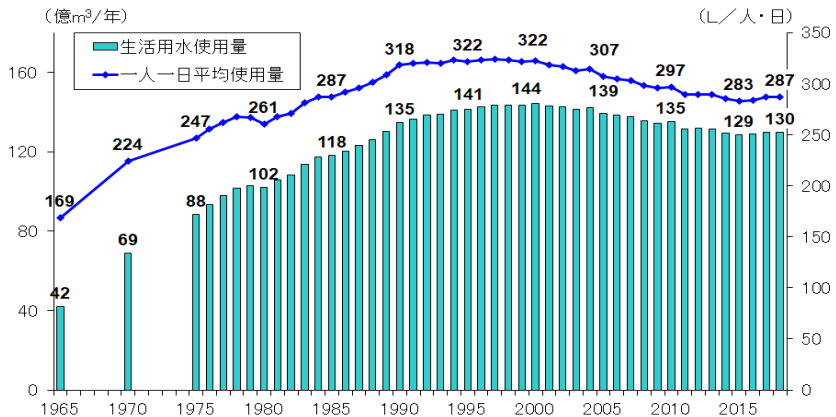
3 地下水使用者の下水道使用料について

地下水使用者の下水道使用料について

現行【人頭制料金表】

	1ヵ月分(税抜)				
人数(人)	1	2	3	4	5
認定水量	7m ³	14m ³	21m ³	28m ³	35m ³
使用料	1,166円	1,674円	2,563円	3,452円	4,386円

国土交通省HPより



栃木市

過去3年間の1人1日の平均水量300L

$$300\text{L} \times 365\text{日} \div 12\text{月} = 9.12\text{m}^3$$

$$287\text{L} \times 365\text{日} \div 12\text{月} = 8.73\text{m}^3$$

	1ヵ月分(税抜)				
人数(人)	1	2	3	4	5
認定水量	9m ³	18m ³	27m ³	36m ³	45m ³
使用料①	1,315円	2,470円	3,730円	5,050円	6,400円
使用料②	1,670円	2,840円	4,010円	5,180円	6,350円
使用料③	1,380円	2,520円	3,780円	5,040円	6,300円

4 口座割引の廃止について

口座割引について

現在、口座引落により水道料金を納めていただいている利用者については、納付書の郵送代がかからないため、検針ごとに50円の割引を行っている。

しかし、口座引落についても、銀行の手数料等がかかるようになってきており、納付書郵送代に近い手数料となってきたため、口座割引については、料金改定の機会に廃止したい。

令和3年度 口座割引の実績

287,166件 × 50円 = 14,358,300円